

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月8日（平成28年（行個）諮問第165号）

答申日：平成30年3月12日（平成29年度（行個）答申第212号）

事件名：本人に対する労災保険給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、平成28年特定月日付けで、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年5月20日付け東労発総個開第28-1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成28年特定月日、特定労働基準監督署の特定職員とのやりとりで、請求人の申立内容の「執拗な食事への誘いがあったという事実は確認できた。これもセクハラ行為となる」ということだったので、請求人が「決定通知書では、その旨明記されていないので、文書を出してもらえないか」と求めたところ、「労基署として文書は出せないか、調査復命書にその旨書かれているので、開示請求してもらいたい」と言われた。しかし、開示された文書の黒塗りされていない部分には、その旨の記述がないこと、また、事業主側提出文書（開示箇所）に事実と異なる記載が確認できたが（多分に意図的）黒塗り箇所についても、同様の過誤がある思料されることから、労災認否の判断材料の適否を確認するため。

（2）意見書

ア 審査請求の理由・経緯

平成28年特定月日付けで労災保険給付の不支給決定を受けた件で、平成28年特定月日に特定労働基準監督署・特定職員名から不支給の理由について口頭で説明を受けた。請求人はセクハラを発症原因の一つに挙げていたが、「事実行為としてセクハラがあったことは認定された」と言われた。請求人が「その旨文書としてだしてもらえないか」と依頼すると、「調査復命書に記載されている」と言われた。しかし、開示された調査復命書を確認したところ、当該の記述はなかった。

東京労働局総務部特定職員に如上の経緯を説明して尋ねたところ、「請求者に開示される文書は全体の一部であり、開示されない文書もある」とのことだった。そのため、他に開示されなかった文書（あるいは開示された文書であっても黒塗りされた箇所）中に特定職員名がいう記述があるのではと思い、確認をしたい（または御審査会で確認をしていただきたい）。特定労働基準監督署が指示したことなので、開示しても問題はないと考える。

イ 原処分についての意見

開示された文書で黒塗りがされていない箇所等を確認したところ、事業主側が特定労働基準監督署に虚偽の書類を提出し、また、聴取において事業関係者が虚偽の申述をしていることが判った。

（事例）

（ア）「12事業場就業規則等」に複数の改ざん箇所がある。請求人の手元に同じ資料があり、照合したところ改ざんが判った。

（イ）聴取の結果、「請求人の発病について知る者はいなかった」とされているが、請求人は事業関係者に発病に関する話をしており、その会話の録音を保持している。事業関係者が虚偽の申述をしたことの証である（東京労働局には反訳書を提出済み）。

（ウ）労災申請前に請求人と事業主側は民事調停を行っており、事業主側はこのときの資料を特定労働基準監督署に提出しているが、書類一式としているにもかかわらず、請求人が提出した資料の一部（事業主側にとって不都合な文書）のみを提出していない。

調停を行った裁判所で全記録を確認したことから未提出であることが判った。

以上のとおり、事業主側は意図的に文書を改ざんし、提出すべきものを提出しない等の行為を行っている。また、聴取においても事業関係者が虚偽の申述を行っている。

原処分庁は、不開示の理由として「請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」「被聴取者が請求人側・事業場側いずれか一

方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し（中略）客観的申述を得ることが困難になるおそれがある」等と述べているが、それは事業主側や事業関係者が真正な文書を提出し、偽りなく事実を述べた場合に於てはまるのであり、悪意をもって虚偽の文書を提出したり虚偽の申述をしている場合は、他でもない請求人が不利益を被っている。本件の場合、事業主側の悪意によって公正で的確な労働行政がそもそも害されているのであるから、これを是正するために情報開示を許可していただきたい。

ウ 審査請求で開示を希望する箇所

以下の文書のみ。

1 文書番号	2 対象文書名	3 諮問庁で不開示を維持する部分
1	調査結果復命書	1 頁事案の概要の 8 行目 2 1 文字目ないし 1 6 行目, 5 頁調査結果欄 (1 行目ないし 3 行目及び 3 6 行目ないし 3 8 行目を除く。), 7 頁ないし 1 1 頁調査結果欄の全て, 1 4 頁認定事実 3 行目 5 5 文字目ないし 1 0 行目
2	関係者聴取書	② 1 頁 8 行目ないし 7 頁 7 行目 (項番を除く。), 8 頁 8 行目ないし 1 3 頁 6 行目 (項番を除く。), 1 4 頁 8 行目ないし 1 7 頁 1 9 行目 (項番を除く。)
3	関係者電話聴取書	② 聴取内容の全て
8	請求人履歴書等	4 頁枠内全て

エ 付記

審査会で経緯の説明や意見を述べることを希望する。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成 2 8 年 4 月 1 日付けで、処分庁に対して、法 1 2 条 1 項の規定に基づき、「請求者が行った労働者災害補償保険休業補償給付の請求を、平成 2 8 年 特定月日付けで特定労働基準監督署が不支給決定したことの根拠となる調査結果復命書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成 2 8 年 5 月 2 0 日付け東労発総個開第 2 8 - 1 号により部分開示決定 (原処分) を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成 2 8 年 8 月 1 0 日付け (同日受付) で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求者が行った労働者災害補償保険休業補償給付の請求を、平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署が不支給決定したことの根拠となる調査結果復命書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2の①、3の①、5、6、7の②、9、11、12の②、13、16、18の不開示部分は、審査請求者以外の氏名、印影など、審査請求者以外の個人に関する情報であって、審査請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、3の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号7の①、8の①、12の①、14、19、20の不開示部分は、特定事業場等の印影及び内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造、改ざん等により悪用されるおそれがある等、秘匿性の高い個人情報を管理する当該事業場又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2の②、3の②、5、7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調

査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3（2）ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年12月13日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年12月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成30年3月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成28年特定月日付けで、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号22に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の一部（別表の通番1ない

し通番4)について開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

ア 法14条3号イ該当性について

通番4は、審査請求人が知り得ない人事管理情報であり、これを開示すると、一般に公にしていなかった特定事業場での人事評価の方法や人員配置の方針など労務管理の詳細が明らかになり、特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1のうち特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した被聴取者の職名及び氏名部分並びに通番2のうち特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した者の署名及び印影部分については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1(上記(ア)を除く部分)、通番2(上記(ア)を除く部分)及び通番3については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び聴取した内容等から認定した事実であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書の記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 に お い て 不 開 示 と さ れ て い る 部 分	5 不 開 示 情 報 (法 1 4 条 該 当 号)		
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き
1	調 査 結 果 復 命 書	1	1 頁 事 案 の 概 要 の 8 行 目 2 1 文 字 目 な い し 1 6 行 目 , 5 頁 調 査 結 果 欄 (1 行 目 な い し 3 行 目 及 び 3 6 行 目 な い し 3 8 行 目 を 除 く 。) , 7 頁 な い し 1 1 頁 調 査 結 果 欄 の 全 て , 1 4 頁 認 定 事 実 3 行 目 5 5 文 字 目 な い し 1 0 行 目	○		○
			1 6 頁 主 治 医 の 意 見 書 1 4 行 目 , 1 7 頁 部 会 の 意 見 書 1 6 行 目 1 1 文 字 目 な い し 1 7 行 目 8 文 字 目 , 1 9 頁 関 係 者 役 職 名 及 び 氏 名	○		○
2	関 係 者 聴 取 書		① 1 頁 2 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 1 頁 3 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 1 頁 4 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 1 頁 5 行 目 5 文 字 目 な い し 8 文 字 目 , 1 0 , 1 2 , 1 6 , 1 7 文 字 目 , 1 頁 6 行 目 1 0 文 字 目 な い し 1 6 文 字 目 , 8 頁 2 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 8 頁 3 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 8 頁 4 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 8 頁 5 行 目 5 文 字 目 な い し 8 文 字 目 , 1 0 , 1 1 , 1 3 , 1 4 , 1 8 , 1 9 文 字 目 , 1 4 頁 2 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 1 4 頁 3 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 1 4 頁 4 行 目 3 文 字 目 な い し 最 終 文 字 , 1 4 頁 5 行 目 5 文 字 目 な い し 8 文 字 目 , 1 0 , 1 2 , 1 3 , 1 7 , 1 8 文 字 目	○		

		2	② 1 頁 8 行目ないし 7 頁 8 行目（項番を除く。）， 8 頁 8 行目ないし 1 3 頁 6 行目（項番を除く。）， 1 4 頁 8 行目ないし 1 7 頁 1 9 行目（項番を除く。）	○		○
			1 頁 5 行目 9 文字目， 1 1 文字目， 1 3 文字目ないし 1 5 文字目， 1 8 文字目， 1 9 文字目， 8 頁 5 行目 9 文字目， 1 2 文字目， 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 2 0 文字目， 2 1 文字目， 1 4 頁 5 行目 1 1 文字目	新たに開示		
3	関係者電話聴取書		① 1 頁氏名・職業， 2 頁通話の相手名称， 住所・氏名	○		
		3	②聴取内容の全て	○		○
4	請求人電話聴取書		—			
5	労災協力医の意見書等		2 頁署名及び印影部分， 2 頁 2 2 行目 2 5 文字目ないし 2 3 行目 3 1 文字目	○		○
6	主治医意見書等		1 頁印影部分， 2 頁印影部分及び項目 6 意見内容， 1 9 頁ないし 2 7 頁署名及び印影部分， 3 0 頁ないし 3 6 頁印影部分， 3 8 頁ないし 4 3 頁印影部分	○		
7	使用者申立書		①事業場の印影部分		○	
			② 1 頁担当者の役職名及び氏名， 1 0 頁関係者氏名及びシメイ， 1 1 頁 2 3 行目 9 文字目ないし 1 2 文字目	○		○
8	請求人履歴書等	4	4 頁枠内全て		○	
9	就業月報		1 頁ないし 2 4 頁印影部分	○		
10	事業場総合案内		—			
11	事業場座席図等		1 頁ないし 2 4 頁請求人以外の姓	○		
11	事業場就		① 1 0 頁事業場印影部分		○	

2	業規則等		② 10頁労働者の代表の署名及び印影部分	○		
1 3	請求人給与台帳等		16頁氏名及び印影部分	○		
1 4	労働保険年度更新申告書等		1頁印影部分及び労働保険料等に係る金額・保険料率, 2頁振替納付額部分		○	
1 5	申立書等①		—			
1 6	メール履歴		1頁メールアドレス及び氏名	○		
1 7	上申書		—			
1 8	調査報告書等		16頁メールアドレス	○		
1 9	調停申立書等		6頁印影部分		○	
2 0	答弁書等		1頁及び11頁印影部分		○	
2 1	請求人提出資料		—			
2 2	申立書等②		—			

注) 理由説明書の文書番号2の②の別表部分には, 誤植があったため, 当審査会事務局で訂正した。